

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月16日

愛媛県農林水産研究所長 清水 伸一

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県農林水産研究所 花き研究指導室警備業務

(2) 委託業務内容

愛媛県農林水産研究所花き研究指導室の警備業務

(詳細は、契約書(案)、仕様書、図面等入札関係資料による。)

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託業務の履行場所

愛媛県農林水産研究所 花き研究指導室 本館及び屋内実習棟

(東温市下林甲2210-1)

(5) 入札方法

ア 入札金額は、1年間に要する金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

ア 知事の審査を受け、令和5～7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

エ 法人にあっては、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあって

は、愛媛県内に居住し業を営んでいる者であり、24時間の緊急連絡体制を整え、緊急時に概ね30分で職員を派遣できる者であること。

オ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4号の規定によって公安委員会から警備業者として認定された者のうち、同法第40条の規定によって公安委員会に機械警備業を営む警備業者として届出を行っているものであること。

カ 警備業法施工細則（平成15年3月公安委員会規則第6号）第15条の基準を満たす体制を有していること。

キ 機械警備の入れ替えが可能なこと。

ク 過去2年間に国及び地方公共団体との間に当契約と同種の契約を2回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者であること。

（2）入札参加資格確認申請書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加資格確認申請書及び（1）オ、クを証明できる書類を次により提出すること。入札参加資格確認申請書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

令和6年2月16日（金）から令和6年2月29日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県農林水産研究所 総務課

〒799-2405

松山市上難波甲3-1-1

電話 （089）993-2020

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和6年2月29日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

オ 入札参加資格確認申請書等の様式等

入札説明書による。

（3）契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問い合わせ先

添付ファイルをダウンロード、又は（2）イに掲げる場所

イ 現地説明

令和6年2月16日（金）から令和6年2月29日（木）まで（月曜日を除く）、1（4）において、随時、現地説明を行うので、希望者は事前に申し込むこと。

電話番号 089 - 964 - 5867（農林水産研究所 花き研究指導室）

3 入札及び開札

（1）入札書の提出場所

愛媛県農林水産研究所 総務課

〒799-2405

松山市上難波甲311

電話 （089）993-2020

（2）入札書の受領期限

令和6年3月8日（金）午前11時

（3）開札の日時

（2）と同じ

（4）開札の場所

松山市上難波甲311

愛媛県農林水産研究所 1階 小会議室

（5）入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出すること。電送による提出は、認めない。

（6）入札書等の様式

入札説明書による。

4 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

（3）入札の無効

2（1）に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

（4）契約書作成の要否

要

（5）契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条まで

の規定による。

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。